

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂 1 - 6 - 6	1 - 0 0 2 8 1 2

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 5 月 30 日～令和 4 年 6 月 29 日 (1 ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事及び物品調達等

4. 事実概要

総合警備保障株式会社の元使用人は、令和 3 年 1 月 9 日に、業務として回収し保管していた顧客の現金約 2,900 万円を着服したとして、令和 4 年 2 月 9 日に業務上横領の容疑により愛知県警に逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)別表第 2 第 1 5 号アに該当する。及び「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」(平成 29 年要領第 4 号)別表第 1 9 号に該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ・ウ (略)	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

〈指名停止措置要領別表〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
パシフィックコンサルタンツ株式会社	東京都千代田区神田錦町3-22	05-000290

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 5 月 30 日～令和 4 年 11 月 29 日 (6 ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

パシフィックコンサルタンツ株式会社の使用人及び株式会社ジイケイ設計の使用人が, 富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁(呉羽山・城山連絡橋)設計等業務委託」の契約に関し, 公正な入札を妨害したとして, 令和 4 年 1 月 24 日, 公契約関係競売等妨害の疑いで富山県警に逮捕された。その後, 同市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても, 令和 4 年 2 月 14 日, 公契約関係競売等妨害の疑いで再逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号) 第 2 条第 1 項及び別表第 2 (談合及び競売入札妨害) 第 9 号に該当するため。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措置要件	期間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格者である個人, 有資格者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 7 号及び第 8 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
中里建設株式会社	栃木県佐野市栃本町 1 0 5 1	0 3 - 9 0 4 3 0 9

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 5 月 30 日 ~ 令和 4 年 6 月 29 日 (1 ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

令和 2 年 8 月 26 日、中里建設(株)は、栃木県佐野市発注の災害廃棄物仮置き場の復旧工事において作業員が死亡する事故を発生させた。この件について、同社及び同社従業員は、令和 3 年 7 月 8 日、労働安全衛生法違反により足利簡易裁判所から、それぞれ罰金 20 万円に処する旨の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)別表第 2 第 1 5 号アに該当する。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ ウ (略)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)